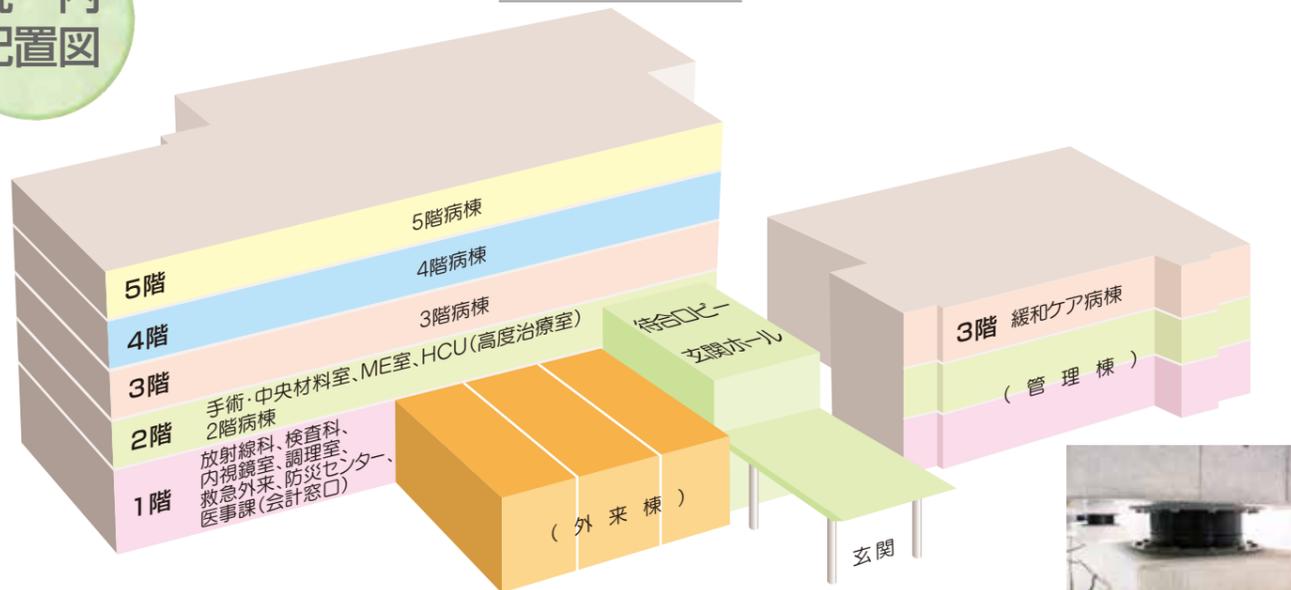


院内
配置図

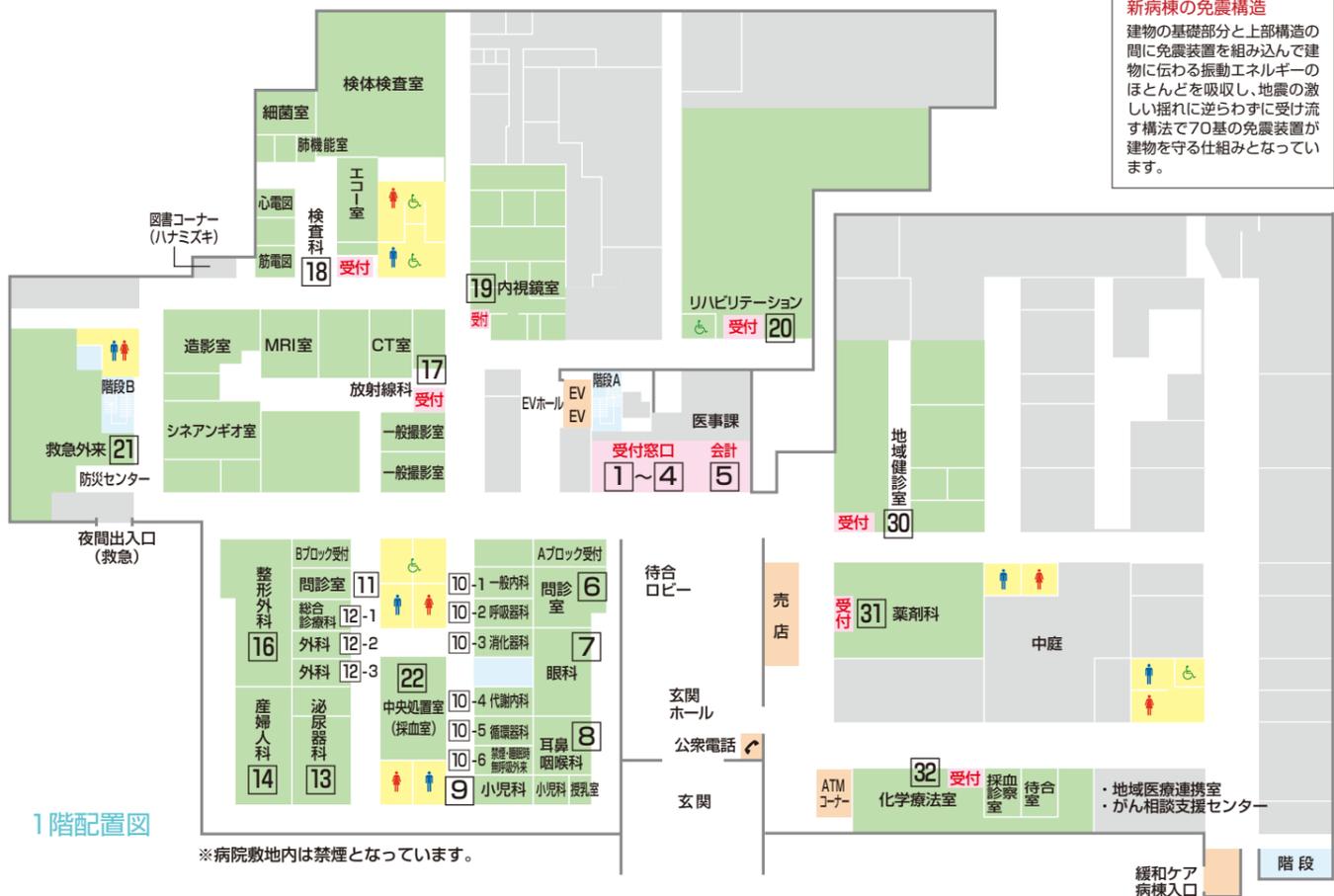
病院案内図



免震装置

新病棟の免震構造

建物の基礎部分と上部構造の間に免震装置を組み込んで建物に伝わる振動エネルギーのほとんどを吸収し、地震の激しい揺れに逆らわずに受け流す構法で70基の免震装置が建物を守る仕組みとなっています。



1階配置図

※病院敷地内は禁煙となっています。

外来診療のご案内

- 診察日 / 【月曜日～金曜日】 8:30～17:15
(ただし、受付時間は11:00まで)
電話による診察の予約・変更の受付 14:00～17:00
- 休診日 / 【日曜日、祝祭日、土曜日】
年末年始 (12月29日～1月3日)

時間外及び救急外来のご案内

時間外及び救急外来受診の際は、下記までご連絡ください。
(代表) 0968-44-2185



山鹿市民医療センター
入院案内
Yamaga Medical Center



山鹿市民医療センターの基本姿勢

基本理念

いのち 「地域住民の生命と健康への貢献」

基本方針

- ① 患者さま中心の信頼される医療を行います。
- ② 診療機能の充実に努め、質の高い医療を提供します。
- ③ 地域の保健、医療、福祉の連携を推進します。
- ④ 研修、研鑽に努め医療レベルの向上を図ります。
- ⑤ 健全経営に努めます。



患者さまの権利と責務

1. すべての人は平等に必要な最善の医療を受ける権利があります。
2. 病気について分かりやすく説明を受ける権利があります。
3. 検査や治療に関する説明を受ける権利と、それらを受けるかどうか選択する権利があります。
4. 他の医師や他の医療機関の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。
5. カルテの内容を知る権利があります。
6. プライバシーを尊重される権利があります。
7. 患者さまは病院の規則を守る責務があります。

山鹿市民医療センターの役割

山鹿市民医療センターは、**地域医療支援病院の承認を受けた急性期病院**で、地域の診療所や病院から紹介のあった緊急もしくは重症な患者さま、救急搬送される患者さまを中心に高度で専門的な医療を24時間体制で提供する病院です。

そのため、常時入院ベッドを確保しておく必要があることから、**当センターで必要な専門的医療により症状が安定した患者さまには、入院治療をするための療養病床・回復期リハビリ病床・特殊疾患療養病床等を有する病院や介護施設等への転院をお願いしています。**転院先の病院等につきましては、できるかぎり患者さまのご希望に沿った病院等をご紹介しますが、**転院先の病院のベッドの空き状況によっては山鹿市外(熊本市・玉名市・菊池市など)への転院となる場合もありますので、ご了承ください。**(外来患者さまにつきましても症状が安定しましたら、お近くの診療所や医院をご紹介しますのであります。)

○入院中の食事代は・・・

入院期間中の食事代については、医療保険が負担する入院時食事療養費と患者様が負担する一定の負担額(標準負担額)でまかなわれます。

| 区 分(70歳未満の方) | | | 標準負担額 |
|--------------|-------------|-------|-------------------|
| 住民税課税世帯 | | | 1食 360円(1日1,080円) |
| 住民税非課税世帯 | 過去12ヶ月の入院日数 | 90日以下 | 1食 210円(1日630円) |
| | | 91日以上 | 1食 160円(1日480円) |

| 区 分(70歳以上の方) | | | 標準負担額 |
|--|-------------|-------|-------------------|
| 住民税課税世帯 | | | 1食 360円(1日1,080円) |
| 住民税非課税世帯 (低所得II) | 過去12ヶ月の入院日数 | 90日以下 | 1食 210円(1日630円) |
| | | 91日以上 | 1食 160円(1日480円) |
| 住民税非課税世帯(低所得I) (年金収入のみの方の場合、年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの方) | | | 1食 100円(1日300円) |

○限度額適用認定証とは・・・

入院される方については、加入する医療保険から事前に「所得区分」の認定証を発行してもらうことにより、**医療機関の窓口での支払を負担の上限額までにとどめることもできます。**このため、**一度に用意する費用が少なくて済みます。**

住民税非課税以外の方 → 限度額適用認定証
 住民税非課税の方 → 限度額適用認定・標準負担額減額認定証
 (入院時の食事療養費も減額されます。)

※ 高額療養費が医療機関や薬局に直接支払われるため、**加入する医療保険に対して、事後に高額療養費の支給申請をする手間が省けます。**

※ 70歳以上の方は、所得区分の認定証がなくても、自動的に窓口での支払が負担の上限額までにとどめられます(低所得者の区分の適用を受けるためには認定証が必要です)。

高額療養費制度、限度額適用認定証に関する申請・ご質問は、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問合せください。

山鹿市民医療センター 地域医療連携室 44-2185